

滞納者への対策

国保税の収納率は94%台で維持していますが、逆に考えると6%の滞納が常に存在しています。

平成20年度後期高齢者医療制度への移行により高齢者が抜けて加入者総数と収納率低下の関係は深刻な問題の一つです。

悪質な滞納については保険証を交付しないなどの措置もありますが、保険制度の趣旨からするとあまり好ましくないことでもあります。しかし制度の健全な運営を考えるともつと厳格な対策も行わなければ、加入者以外の皆さんにも負担を強いる結果となります。

国保税には

こんな理由があります。

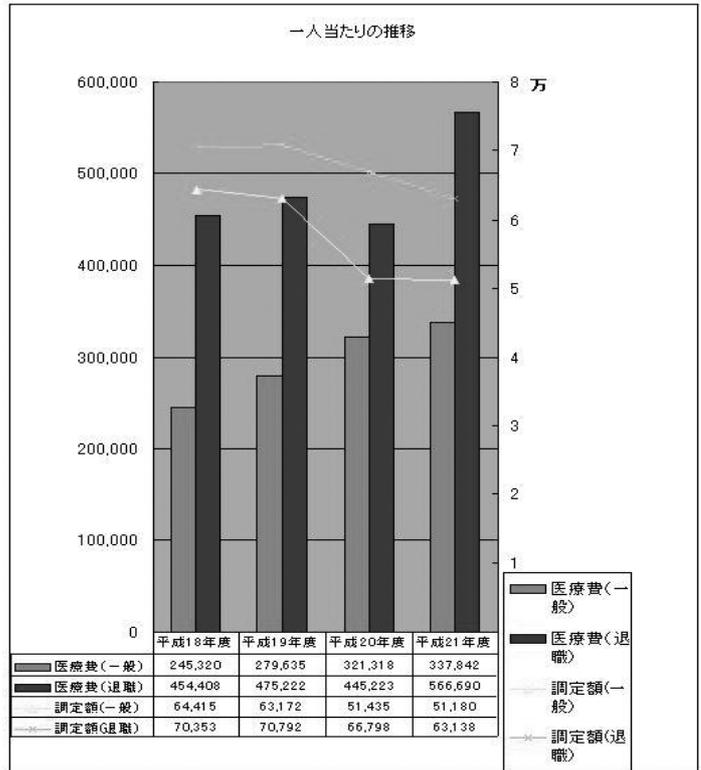
国民健康保険の加入者負担の徴収方法には税金方式と料金方式がありますが、町では税金方式としています。

税金方式のメリットは滞納者に対して明確な対応ができることで滞納者を増加させない方法をとることができます。

実績が示すもの

医療費の伸びと医療分の国民健康保険税一人当たりの額(調定額)をグラフにしてみました。特に退職者国保の方々の医療費は高く、一般の国保の医療費も年々上昇が続いていることが分かります。

しかし、景気の低迷などで国保税の調定額(算定によって請求する額)は下がっていることがお分かりになるでしょう。



H18・19年度調定額は老人保健加入者を含む額です。

国保税を見直すとしても

平成22年度見込みを例に税をあげるとしたら、1人当たり3万円程度の増額をしなければいけません。

あくまでも支出増を含めた歳出額を加入者人数で割っただけのものですが、4人家族で年間12万円も負担が増えます。

どうする国保税

国保の担当や運営協議会の委員、そして議会で承認された内容は「滞納者を出さない」ことで国保事業の運営の適正な維持を行っています。

しかし全国的な経済状況の悪化で安平町も滞納者が増える傾向と税金そのものが減る会計運営は、町が繰出金で赤字を回避しているのが実態です。

国保税の見直しは検討しなければならぬことは前述までの数字で理解はしていただけだと思いますが、現在医療制度改革の過渡期で医療費の

抑制策などを取組む町としては今までの事業の効果の検証や対策の推進を強化することで国保税の大幅な上昇を回避したいと考えています。

いざと言うときの保険は掛金があつてはじめて成立つものです。もしも加入者の皆さんで納税に対して不安がある方は、気軽に納税相談などをご利用していただくことが事業を健全に維持するためにも重要なことと考えます。



税金に関する相談は、課税された額や納税方法など不明な点や疑問な点、何でもかまいませんのでお気軽にご相談ください。

また給付に関しての疑問や相談もいっしょに受けて制度を理解していただくことが一番良いことと思います。